

## しゅうなんブランド認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、周南市に関わる優れた地場産品をしゅうなんブランドに認定することにより、情報の発信、販売の促進及び関係事業者間の連携強化の取組を推進し、周南市の知名度の向上及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (認定の種類)

第2条 しゅうなんブランドの種類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 周逸 第3条第1項に規定する者が生産した農林水産物又は製造した加工品であって、別に定める認定基準を満たすもの
- (2) 周逸極 前号の認定を受けた地場産品の中から、別に定める要領により実施する市民投票で選ばれたもの
- (3) 周逸グランプリ 市内で生産された農林水産物又は周逸を使用して製造された加工品であって、別に定める要領により実施するコンテストで選ばれたもの

### (認定の申請)

第3条 しゅうなんブランドの認定申請を行うことができる事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかを満たす個人又は法人その他の団体とする。

- (1) 周南市内で農林水産物の生産活動をしていること。
- (2) 周南市内で生産された素材を取扱い加工、製造等していること。

2 申請者は、しゅうなんブランド認定申請書（別記様式第1号）及びしゅうなんブランド申請品明細書（別記様式第2号）に必要事項を記載し、市長へ提出しなければならない。

### (認定等)

第4条 市長は、認定基準を満たすと認めるときは、しゅうなんブランドとして認定するものとする。

2 市長は、前条第2項の申請があった場合は、申請を受理した翌日から起算して1月以内に、前項の規定による認定の可否について、申請者に対して、しゅうなんブランド認定結果通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の認定を行ったときは、その内容及び事業者等（以下「認定者」

という。)を公表するものとする。

(認定の有効期間)

第5条 前条第1項の認定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、認定された年度の初日から起算して原則3か年とする。

2 有効期間は、第7条第1項の規定による辞退がない限り、その後自動的に更新されるものとする。

(報告及び調査)

第6条 認定者は市長に対し、毎年度末日(以下「報告期限」という。)までに認定品の現況について報告しなければならない。

2 市長は、必要に応じて認定者に対し、現地調査をすることができる。

3 認定者は、調査に協力しなければならない。

(届出)

第7条 認定者は、廃業その他の理由により認定を辞退するときは、しゅうなんブランド認定辞退届(別記様式第4号)を市長に届け出るものとする。

2 認定者は、事業所の名称、所在地、代表者名等を変更したときは、しゅうなんブランド認定者変更届(別記様式第5号)を市長に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定の辞退の届出があったとき。

(2) 認定品の生産(生産活動、加工、製造等をいう。以下同じ。)及び販売の中止又は廃止をしたにもかかわらず、辞退の届出がないとき。

(3) 認定品が認定基準に該当しなくなったとき。

(4) 認定品の現況について、報告期限から起算して2か月を経過しても報告がされないとき。

(5) この要綱の規定に反する行為があったとき。

(6) 消費者のしゅうなんブランドに対する信頼又はイメージを著しく失墜させたとき。

(7) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令に違反したとき。

- (8) 前各号に定めるもののほか、認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、認定者にしゅうなんブランド認定取消通知書（別記様式第6号）により、その旨を通知しなければならない。
- 3 市長は、認定を取り消した場合は、認定品及び認定者を公表することができる。

（認定の表示）

第9条 認定者は、しゅうなんブランドのロゴマークを、認定品の容器包装、啓発用品等に表示することができる。

（認定者の責務）

第10条 認定者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項に努めることとする。

- (1) 市が行う各種事業に参加・協力すること。
- (2) 自ら又は関係事業者等と連携し、しゅうなんブランドのイメージの向上に寄与すること。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月15日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。